

○租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号） 新旧対照表（第十九条の十の五関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除） 第十九条の十の五 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 一・二 （略） 三 社員（役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号、第三項第一号及び第九項において同じ。）及び役員と親族関係を有する者（当該役員の配偶者及び三親等以内の親族をいう。ハ、第三項第一号及び第九項において同じ。）並びに役員と特殊の関係のある者（次に掲げる者をいう。第三項第一号及び第九項において同じ。）を除く。）の数が二十人以上であること。 イハ （略） 2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、<u>第四号ロ</u>若しくは第五号ロ又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項、私立学校法第三十三条の二若しくは第四十七条第二項（これらの規定を同法第六十四条第五項にお	（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除） 第十九条の十の五 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 一・二 （略） 三 社員（役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号、第三項第一号及び第八項において同じ。）及び役員と親族関係を有する者（当該役員の配偶者及び三親等以内の親族をいう。ハ、第三項第一号及び第八項において同じ。）並びに役員と特殊の関係のある者（次に掲げる者をいう。第三項第一号及び第八項において同じ。）を除く。）の数が二十人以上であること。 イハ （略） 2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ、第二号ロ、<u>第三号ロ</u>若しくは<u>第四号ロ</u>又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号ロの規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項、私立学校法第三十三条の二若しくは第四十七条第二項（これらの規定を同法第六十四条第五項にお

いて準用する場合を含む。）、社会福祉法第三十四条の二第二項、第四十五条の三十二第二項若しくは第四十五条の三十四第一項、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項、国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法第三十八条第三項、地方独立行政法人法第三十四条第三項又は独立行政法人通則法第三十八条第三項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

3 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該法人の役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。次項及び第十二項において同じ。）における当該法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものの氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

二（略）

4（略）

5 前項の規定は、施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号ロ(3)に規定する寄附者名簿について準用する。

6 施行令第二十六条の二十八の二第六項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする

いて準用する場合を含む。）、社会福祉法第三十四条の二第二項、第四十五条の三十二第二項若しくは第四十五条の三十四第一項、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法第三十八条第三項、地方独立行政法人法第三十四条第三項又は独立行政法人通則法第三十八条第三項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

3 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該法人の役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）における当該法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものの氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

二（略）

4（略）

（新設）

5 施行令第二十六条の二十八の二第六項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする

一 施行令第二十六條の二十八の二第六項第十二号に規定する国の補助金等

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六條の二十八の二第六項第十二号に規定する国等から支払われるもの

三・四 (略)

五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金、法第七十條第一項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知つた日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（施行令第二十六條の二十八の二第六項第三号に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第八項第一号において同じ。）に相当する部分

六 実績判定期間（施行令第二十六條の二十八の二第六項第一号に規定する実績判定期間をいう。第八項第二号において同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 (略)

八 休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する

一 施行令第二十六條の二十八の二第六項第九号に規定する国の補助金等

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六條の二十八の二第六項第九号に規定する国等から支払われるもの

三・四 (略)

五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金、法第七十條第一項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知つた日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（施行令第二十六條の二十八の二第六項第三号に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七項第一号において同じ。）に相当する部分

六 実績判定期間（施行令第二十六條の二十八の二第六項第一号に規定する実績判定期間をいう。第七項第二号において同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 (略)

八 休眠預金等交付金関係助成金（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する

法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する実行団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。次項、第八項第四号及び第十一項第二号において同じ。）

7
11（略）

12 施行令第二十六条の二十八の二第六項第七号に規定する財務省令で定める要件は、同号に規定する法人の直前に終了した事業年度終了の日以前二年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から起算して五年前の日以後に、私立学校法第四条に規定する所轄庁から当該法人に係る第十四項第一号ロに規定する書類が発行されていないこととする。

13 施行令第二十六条の二十八の二第六項第九号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

14 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類又

法律（平成二十八年法律第百一号）第十九条第二項第三号イに規定する実行団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。次項、第七項第四号及び第十項第二号において同じ。）

6
10（略）

（新設）

11 施行令第二十六条の二十八の二第六項第八号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

12 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類又

はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

一 法第四十一条の十八の三第一項第一号イからニまでに掲げる法人 次に掲げる書類

イ 次に掲げる事項をその寄附金を受領した法人が証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) (2) (略)

ロ 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四条若しくは社会福祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する地方更生保護委員会が証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたものの

二 法第四十一条の十八の三第一項第二号イからハまでに掲げる法人 次に掲げる書類

イ 次に掲げる事項をその寄附金を受領した法人が証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) (2) (略)

ロ 次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付

はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

一 法第四十一条の十八の三第一項第一号イからニまでに掲げる法人 次に掲げる書類

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) (2) (略)

ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四条若しくは社会福祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する地方更生保護委員会の当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたものの

二 法第四十一条の十八の三第一項第二号イからハまでに掲げる法人 次に掲げる書類

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) (2) (略)

ロ 文部科学大臣（公立大学法人にあつては、文部

を受けたもの

(1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件を満たすものであることを文部科学大臣（公立大学法人にあつては、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事）。（2）及び次号ロにおいて同じ。）が証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）

(2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第三項の要件を満たすことにつき同項の確認をしたことを文部科学大臣が証する書類（当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）

三 法第四十一条の十八の三第一項第三号イからハまでに掲げる法人 次に掲げる書類

イ 次に掲げる事項をその寄附金を受領した法人が証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1)・(2) (略)

ロ 次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付

科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事）。（次号ロにおいて同じ。）の次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付を受けたもの

(1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）

(2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第三項の要件を満たすことにつき同項の確認をしたことを証する書類（当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）

三 法第四十一条の十八の三第一項第三号イからハまでに掲げる法人 次に掲げる書類

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1)・(2) (略)

ロ 文部科学大臣の次に掲げる書類の写しとして当

を受けたもの

(1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件を満たすものであることを文部科学大臣が証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）

(2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第四項の要件を満たすことにつき同項の確認をしたことを文部科学大臣が証する書類（当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）

該法人から交付を受けたもの

(1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）

(2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第四項の要件を満たすことにつき同項の確認をしたことを証する書類（当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）